

うなぎ養殖業における養殖するうなぎの量の制限の取組み経過

【4カ国・地域における国際的な資源管理】

- うなぎの国際的資源保護・管理に係る第7回非公式協議において、以下のとおりうなぎ池入れ量に制限を講じること等を内容とする共同声明を発出（平成26年9月17日）

ニホンウナギ：直近（平成26年漁期）の池入れ量から20%削減
その他のうなぎ：近年（3カ年）の池入れ量より増やさない

【平成27年漁期（平成26年11月～平成27年10月）】

- 共同声明の遵守を図るため、届出制度の下で、うなぎ養殖業者ごとに池入れ数量の上限を設定するためのガイドラインを制定し、ガイドラインに基づき配分された数量を以て、その数量の範囲内で自主的な取組みとして池入れ制限を実施

【平成28年漁期（平成27年11月～平成28年10月）】

- ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議において、平成28年漁期のウナギ池入れ量上限を前漁期と同等とすることを確認
- 許可制度により、池入れ量を管理

【平成29年漁期（平成28年11月～平成29年10月）】

- 4カ国・地域において、平成29年漁期のウナギ池入れ量上限を前漁期と同等とすることを確認
- 許可制度により、池入れ量を管理

【平成30年漁期（平成29年11月～平成30年10月）】

- 4カ国・地域において、平成30年漁期のウナギ池入れ量上限を前漁期と同等とすることを確認
- 許可制度により、池入れ量を管理

【平成31年漁期（平成30年11月～平成31年10月）】

- 4カ国・地域において、平成31年漁期のウナギ池入れ量上限を前漁期と同等とすることを確認
- 許可制度により、池入れ量を管理

【令和2年漁期（令和元年11月～令和2年10月）】

- 4カ国・地域において、令和2年漁期のウナギ池入れ量上限を前漁期と同等とすることを確認
- 許可制度により、池入れ量を管理